

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年10月30日認可した。

平成24年11月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道事業）引土上農道地区
香川県三郎池土地改良区	農業体質強化基盤整備促進事業（かんがい排水事業）三郎池地区下井幹線（上林）線地区